

別表

この表は『「淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日)」に対する意見の提出について』を受けて、河川管理者が作業するにあたって、意見書本文と議事録を総合的に確認するために整理したものです。

なお、表作成時点で、第77回議事録が確定されていないため、河川管理者が作成した手元の記録を使用しております。そのため、今後、議事録が確定されることによって、内容に変更が生じる場合があります。

意見書の記載	委員会の議事録
<p>[意見提示の趣旨]</p> <p>淀川水系流域委員会(以下「委員会」と呼ぶ。)は、平成19年8月28日に近畿地方整備局(以下「整備局」と呼ぶ。)から提示された「淀川水系河川整備計画原案」(以下「原案」と呼ぶ。)について、意見を述べることを求められた。委員会は、21回(第57回～第77回)の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。</p> <p>しかし、「原案」は、これまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっていない。</p> <p>また、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員全員が十分に納得できるものであったとは言えない。</p> <p>このようなことから、これまでの委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点までに委員会で審議検討してきた課題について、意見を提示することとした。</p> <p>なお、現時点で十分な審議検討が行われていない課題については、できるだけ早期に意見を提示することとする。</p>	<p>【池野委員：第77回委員会】</p> <p>それで私の評価は、かなりこの原案というのは基礎案等を含めて反映したものになっておるのかなという解釈をしておるもんですから、日本語の表現だけの問題でございますが、「なっていない点もある」という表現を加えたということであります。</p> <p>【水山委員：第77回委員会】</p> <p>先ほどの川崎委員から出ているその1次、2次云々のところなんですけど、1次、2次があつて、その基本方針でしたか、それがあつて、それで3県知事もそこでよろしいかと言われて、よろしいと言って受け取ってきているわけですね。それを受けて整備計画の原案があるので、それをすっ飛ばしてここだけの淀川だけの議論をつないでいこうとしているのは少々無理があるんじゃないかと思っているんですけど。</p>
<p>[意見]</p> <p>委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。</p>	<p>【岡田委員：第77回委員会】</p> <p>再検討された内容を提示されることが適切と考える、あるいは強く期待されるというふうな意味合いでの「求める」だというふうに理解して、一応この前のときはそういう、皆さんいろいろ意見分布がありました了解したつもりなんです。</p>

【寶委員:第77回委員会】

いや、とにかく私の意見は削除するであり、その理由はこうでありますということでありまして。あとは委員会が私の心ならずもこの2行を残されるということであれば、それはそうなるのかなということでもありますけど。

【宮本委員長:第77回委員会】

今、寶委員がおっしゃるのは、この再提示ということじゃなしにですね、今おっしゃっているのは、それぞれの委員がそれぞれの意見を言ってもいいんじゃないかということをおっしゃっていると思うんですよ。ですから私はそのチャンスは、何もこれは最終意見じゃありませんので、これからまだ審議をやりますので、あると思うんですよ。

それで今、私がここで問うているのは、ここで言っている、その見直して再提示を求めるということについては、前回皆さん方はオーケーしたので、それについてはいいですねということです。

【宮本委員長:第77回委員会】

今ここで「求める」というふうに書きました。「見直し、再提示されるよう求める」、これについてはそれで皆さん方よろしいですねということを確認しました。しかし今、岡田委員の方から、その「求める」という意味は、強く何か強制力のあるものかどうかということをおっしゃいましたので、それは違いますと。あくまでも我々は委員会としてそんな権限はありませんので、強く希望すると、まさにそういう趣旨ですということを言いました。そういう意味において、この文章でよろしいですねということは今確認してます。

【河田委員:第77回委員会】

ですから、それだったら、今、宮本委員長が言われたような趣旨であればね、やっぱりそういう文章にしていただかないといけないと思うんですよ。この書き方だと、再提示を要は「求める」とい

	<p>う形になっているじゃないですか。ですから今、岡田委員の言われた趣旨で、そういうふうな意見ということであれば、僕はここの再提示を求めるとするのは非常に強制力のある発言だと思っているんですよ。ですから、そういうふうな委員長が強制力はなくあくまでも委員会としての希望だとおっしゃるのであれば、そういうふうな文章にしていきたい。</p> <p>【宮本委員長：第77回委員会】</p> <p>前回、「求める」ということで、実は皆さん方合意されたんですけども。それでなおかつ、その「求める」が、さっきも言ったように念を押して、我々は強制力はありません、当然のことです。我々この流域委員会は何の法的なあれもありませんのでね。それを岡田委員がおっしゃって、今このオープンな場で発言をして、この趣旨ですよということを言って、これが議事録で残るわけですから。</p>
<p>1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原案」には、「計画の内容については Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。」と記述されており、委員会はこのことを評価する。 ・ この考え方に基づき、主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕組みの骨子を示すことを求める。 	<p>【岡田委員：第77回委員会】</p> <p>今後、要するにまだ不確定なこととか、あるいは今本当にそういうふうに変えられるかどうか分からないことについても、変えられるかもわからない、あるいは変わらないかもわからないという前提のもとに計画案がつくられるわけですよ。そうしたときに、それがやはりある程度試行錯誤して見直しをかけるという柔軟な部分を認めておかないと、この原案に非常にネガティブであろうとポジティブであろうと、私はこの原案が本当の意味で実施計画として生きないんじゃないかと思います。そういうことを踏まえて、多分こう書いておられるので。</p> <p>ですから、あえてここに書くとするれば、ここにお示しされているのを少し書きかえて、「主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕方の骨子を示すことが適切と考える」と、私はそういうふうにかえたらどうかと思ったんですが。</p> <p>【河田委員：第77回委員会】</p> <p>評価をやるということはいいいんですが、仕方を示せというのは、それは途中でそういう見方、例えばそういうやり方をやっていて災害が起こったときに、当然見方は変わりますよね。だから、仕</p>

	<p>方ということを入れてしまうと、計画が初めに動くときに固定的に仕方が決まってしまうということになるじゃないですか。だから、仕方と言わずに、評価を求めるといいう言い方でいいんじゃないかと。評価の仕方を求めるといいうと、どういうふうにやるんだという、そういう内容の意味が非常にレスポンスしてきますので、評価を求めるといいう言葉でいいんじゃないかと思いますが。</p> <p>【岡田委員：第77回委員会】</p> <p>私は、両方あわせてある種の行動経過や評価の仕組みづくりの骨子を示すことが適切であるというのがいいと思うんですけども、評価の仕方というのが、要するに、具体的な行動計画を立てる場合には、評価のいついつまでにどういうふうな、例えば指標をつくって評価をするとか、そういう程度を私は骨子というふうに理解したんですね。</p> <p>ただ、この評価の仕方というのは、非常に技術的にとると、河田先生がおっしゃるような話になるので、そういう意味では具体的な行動計画、評価の方法としては、仕組みの骨子を示すことを。</p>
<p>2. 環境・治水・利水についての総合的な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」「(「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」)という基本的な考え方を示している。 ・ また、整備局が、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが 	<p>【河田委員：第77回委員会】</p> <p>そこで書いてるんですが、要はこの書き方だと、ダムありきということで、環境を後で評価して、影響がないというふうな形になっていると。これはまずいということですよ。だけど、その手順がまずいのであって、内容的にそれはまずいということじゃないですよ。例えば、環境をねじ曲げてダム建設をオーケーしたとか、そういうことじゃないですよ。そのところを確認してほしいんですよ。要するに、ダム建設ありきということで御用学者が集まって環境を評価したというようなニュアンスじゃ困るわけで、そういう評価ではなくて、順番がそうだったということで書いてることだけですよ。そのところをはっきりしたいんですよ。ダムを建設するための環境評価だったという書き方はまずいと。少なくとも客観的に環境はその時点で、今から思えば不十分という評価はあっても、その時点ではそういうやり方ではやってないということは、やっていただいた人に非常に失礼な書き方だと思うんですよ、そうであれば。</p> <p>【宮本委員長：第77回委員会】</p>

不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」としていることについて、委員会も認識を同じくしている。

- ・このような考え方にに基づき、整備局が琵琶湖の水位低下の環境影響軽減のための調査・試行や河川の横断方向の連続性の回復等、様々な施策を実施していることは評価できる。
- ・しかし、ダム建設については、治水・利水両面から先行的に計画が検討され、その上でダムが建設された場合の環境への影響についての検討が行われ、環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけており、上記の考え方が十分に反映されているとはいえない。
- ・治水、利水に比べて環境に関わるデータの蓄積が乏しいとはいうものの、かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で、環境・治水・利水を総合的に検討することを求める。

ここについては、治水・利水の必要性からまずダムについて計画をする、計画を行うと。そして、その計画に基づいて、環境にどのような影響があるのかという検討をされているという意味での先行的という意味であります。

【宮本委員長：第77回委員会】

何というかな、基本的に転換するというのは間違いないんですね。河川管理者も言ってるわけですね。ただし、今我々が説明を聞いた範囲では、そこについては不十分じゃないかという印象もあるというのも事実なんですね。これは、環境の先生方もそうおっしゃっているわけです。ですから、そこは転換するというなら、きちりと転換してくださいよという意味なんですね、この根本的はというのですね。ただし、その根本的はという意味が非常にあいまいだということをおっしゃるのも私もわかりますので、1つの提案として、2期の委員会からの引き継ぎのところには、治水、利水の基本的な考え方を大きな転換を求められているといっているんですね。ここは、根本的という意味がよくわからないのなら、大きく転換すると言ったらだめですか。

【竹門委員：第77回委員会】

河田委員のおっしゃる歴史的な経緯についてはそのとおりだと思うんですけど、ここで我々が議論しているのは、法律の改正経緯ではございませんで、原案についての評価です。で、原案に、根本的に転換が図られて、総合的な検討がされてるかということ、それがまだできてないという評価を我々はしたわけでありまして。ですから、原案に関して根本的に転換してほしいというのが趣旨だと思います。したがって、やはり根本的がないと、これは私はおかしいと思います。

【水山委員：第77回委員会】

河川法の解釈もそれなりに幅があると思うんですけど、改定前から時代とともにだんだんと環境が検討しておった、随分のお金をかけて。ところが、それを正式に法律の中で法的にプロセスの中に組み込んだという解釈、私なんかその程度の解釈をしておる。そういう意味で、しかもそれぞれ委員会をつくってご検討のようで、なわけですから、それはそれなりにおやりになったんで

	<p>はないかという評価をしてもいい、それはもちろん特に専門の方はまだまだという話になるでしょうけども、それはその人によって丸つけるか三角かペケかは違うんじゃないかと思ってますので、あんまり強く、この雰囲気は多数の意見のようですけども、書かれるのはちょっと私は賛成できない。</p> <p>【山下委員:第77回委員会】</p> <p>水山委員がおっしゃった、その環境に対する取り組みをやってきたというのは確かで、それは十分委員会としても評価しているということは、前回の委員会で確認をされてます。その上で、竹門委員がおっしゃったような趣旨でここは書かれているという、そういう理解なのですが。どうしましょう、根本的に残すか、大きく変えるか。ただ、竹門委員のように理解をするのであれば根本的じゃないと、そもそもこれは文章として完結しないということですが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>もちろん、ここは、一方で環境に対する取り組みを十分やってきたということは、これは当然評価しているんだけど、それはそういう前提の上でということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>3. 洪水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HWL以上の堤防強化および越水対策強化が行われなければ、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。 ・ 住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて 	<p>【河田委員:第75回委員会 P58】</p> <p>私は、治水の問題を議論するときには、特効薬はないわけで、あらゆるところの機能というのはやっぱり環境等を配慮してやらなければいけないと。ですから、従来よりも10%20%よくなるようなものは当然考慮してはいけない、当然その効果は数%にならざるを得ないと。だから、それをどう組み合わせていくのかということがとても大事で、そういう視点で堤防補強も大事だと言っているんですね。ただ、堤防補強は、私は意見書にも書きましたけれども、確立した技術ではないから全川にわたって同じような状態で効果を発揮するということまでにはまだ至っていない、だからそういうものとそうでないものとを組み合わせることも大事ではないですかと言っているわけで。</p> <p>【宮本委員長:第75回委員会 P62】</p> <p>堤防補強だけではなしに、例えば流域の貯留、あるいはひよっとするとダムもあるかもしれま</p>

て、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。

せん。言うたら、そういう河道の中のエネルギーを低減するという努力も要りますねと。それを流域貯留という意味において流域で水をためるといことで土地利用も含めて流域対策をやりましょうというのが今までの意見じゃないですか。何も堤防補強だけをやったらいいなんて言ってないんですから。

【河田委員：第76回委員会第二部 P3～4】

それからもう1つは、僕は越水対策を必要だと言っているんです。必要ではないと言っているのではなくて。これは合意した話です。だけどそれでは不十分だと。なぜかといいますと、今都市河川で問題になっているのは、実は越水量が問題になっているんです。1999年、2003年JR博多駅の地下街デイトスが水没したというのは、近くを流れる三笠川があふれたわけです。これは完全にあふれたわけです。これをどうするかといったら、やはり河道断面を大きくして上流側で遊水地を設けて何とかコントロールしようというわけで、こういう手当てをしているわけで。ここが土でできた堤防だから越水対策だけで乗り切れるかということ、それは非常に危険だというふうな主張がベースにあって、こういう文言にさせていただきたいと言っているわけです。

【河田委員：第76回委員会第二部 P18】

計画高水位というのはその基準なんですよ。ですから、それを超えると、市街地側ののり尻から水が吹き出る可能性がある。そういう基準ですよ。だから、堤防が安全だからどうか17cm上がったって大丈夫じゃないか、補強したら大丈夫だと、これの議論じゃないんですよ。堤防全体の安全性の問題にかかわってくる問題なので。

ですから、越水することはとめる、これも大事だと。だけど、今堤防の余裕高が、例えばこれは計画高水流量に対して決められているものだから2m以上なければいけないと、これは法律で決まっているわけですよ。その中で17cmぐらい上がったっていいじゃないかというような議論はなじまない。堤防の設計上、そういうふうに堤防というのはつくられている。ですから僕は、補強するのは定かでないけれども、それだけで対策をやったということにしては困るということ言っているわけです。

【宮本委員長:第77回委員会】

要するに、75回の委員会で、ハイウォーター以上の堤防強化、それから越水対策、これは盛り込みましょうと。これは決めましたよね。それを実はここは言いたいただけなんです。それだけなんです。ですから、後の、例えばダムと、あるいはほかのメニューと堤防強化を組み合わせるとするのは、これは宿題といたしますか、これからの議論だということは確認したわけですよ。ですから、今ここでこの文章で書きたいのは、ハイウォーター以上の強化と越水対策を求めたいということだけ書きたいわけです。

【水山委員:第77回委員会】

否定しているわけじゃないんですけど、私はやっぱりこの整備計画案については実効性を最初に考えているので。まあダムに関してもそういうことなんですけど、堤防補強も、水の当たる側の話はいいとして、超える側の話がね。まあ20年後には間に合っているかもしれないけれども、きょうやれと言われたときに間に合っていないんじゃないかという気がするものだからさっきかなり否定的に。まあ急いでほしいと思っているんですけど。今回の議論から何かどんどん消えていってしまいましたけど、治水専用のダムもそうなんですけど、この流域対応についてももっと具体的に見ると私なんかはゴーをかけられるんですけど、見えないものにゴーをかける、整備計画案でゴーをかけるというのは私としてはできないなと思ってます。

【佐野委員:第77回委員会】

今回の意見書に「流域対応」の言葉を入れるかどうかという点に関しては、私は入れておいて全然差し支えはないと思います。というのは、この計画自身が、もちろん現在できるものをという趣旨もありますが、二、三十年というタイムスパンで考えてということなので、30年というタイムスパンを考えればやれることはもっとふえていこうかなと思いますので、ここで提示しておくこと自身はそれなりに委員会の今までの6年間の成果の一つということで、入れることにそんなに議論の余地はないんじゃないかなとむしろ思っています。

4. 水需要管理

- ・ 整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。
- ・ 整備局は水需要管理の具体的施策として、水需要の抑制、水利権の精査・見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを掲げており、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保という具体的な課題において、これらの施策に積極的に取り組む必要がある。
- ・ 但し、水需要管理においては、地域ごとの生活、歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要であることから、既存施設の維持・有効利用も含めて、「原案」で示された「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保等について、整備局が積極的に調整することを求める。

【河田委員：第76回委員会第一部 P28】

ここに私、歴史的な経緯と書かせていただいたのは、要するに水資源というのはそれぞれの利用する側が財政負担を実はやってきた経緯があるわけですよね。これがやっぱり治水と違うところであると思います。

【山下委員：第76回委員会第一部 P30】

例えば具体例の1つとして、これまで繰り返し指摘されてきていたこの利水者の会議といったものを、それこそ早急に立ち上げて検討をちゃんとやってほしいといったようなことを盛り込むということが出てたと思うのですが。

それで、水野委員のおっしゃった具体的手順の1つの例示として、そういうことを盛り込んだらどうかということではいかがかと思ったんですが。

5. ダム

(1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

- ・ 大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は一体として、宇治川、淀川に対して流量低減を行うものの、淀川において整備局が検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で、大戸川ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は17cmである。大戸川ダムがあると水位を19cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。
- ・ また、計画規模洪水をHWL以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で2パターンであり、限定的である。さらにこの2つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることはできない。

【河田委員：第76回委員会第二部 P3】

ダムの効果をどう評価するかということだと思うんですが、少なくとも桂川の下流の大下津のところを河道掘削するということで流下能力が上がるわけですよね。疎通能力が上がるということは、そこにあった自然のダムをつぶすということですよ。ダムというのは別に河川横断方向に水をためるからダムというのではなくて、流下能力を拡大するということはそこで貯めていた水が流れやすくなるということですから、当然下流側にその影響が出てくるというわけですね。ですから、その代替措置がどこかでとられないと下流側は必ず危険になると。これは間違いのないところなんですね。

そうすると、河道掘削して治水の上下流バランスをとるということであれば、流下能力を増した分どこかで水をコントロールしなければいけない。この点については問題ないと思います。そう考えたときに、治水効果があるかないかという議論の前にそういう対策をとらないと、現状では放置すると下流側は危険になるということをきっちり認識すると、そこにどういうふうな対策をつくっていかなければいけないかという問題が出てくるだろうと。

【宮本委員長：第76回委員会第二部 P4～5】

それからもう1点は、河田委員がおっしゃるように、水位が上がることは好ましいわけではないですから、いろんなところでダムも含めて流域で水をためるということは当然あるべきなんですね。そのときに、まず堤防補強した上で、それではあとはダムなり、あるいはほかの地域のいろんな考え方なり、一体どういうふうなことを組み合わせてやっていったらいいのかという議論をする必要があるということをお願いしたのと、もう1点は、綾委員はおられませんけれども、枚方から三川合流までの高水敷の掘削ということも、桂川掘削による影響を緩和することにも寄与するわけです。そういったことを総合的に議論すべきだけれども、それがまだできてませんということを行っているわけで、言っている中身というか方向は同じだと思うんですけども。

もう1点、では一体最終的に言っている17cmというものが誤差の範囲かどうかということなんですよね。誤差の範囲というのは非常にきつい言葉なので取れというのがあるんですけども、私

は逆に、ただ単に小さいと言うと、大きい小さいの話ですから何が基準になって小さいかどうか分かりませんので、だからだからあえて誤差の範囲と言ったんですけれども、これは、私が前の委員会で説明したときには、淀川の水計算の精度というのは土砂の混入を考えたら±2%ぐらいは当然誤差としてあると、だからそういう誤差の範囲だということと言ったんですけれども、後々よく聞いてみたら、この前のときに寶委員が、ああいうふうな水計算あるいは水位計算の誤差というのは1割から2割だということをおっしゃっているんです。それからすると、私は遠慮して数%だと言ったんですけれども、どっちかといったら私の気持ちとしては1割2割より本当は誤差はもっと多いと思うんですけど、そういうことからすると余計に大戸川ダムによるカットの四、五百m³/s、水位にして17cmというのは、私は誤差の範囲と言ってもいいのではないかということで書かせていただきました。

【寶委員：第76回委員会第二部 P20～21】

まず治水効果については、計画規模の洪水、これは昭和47年の台風20号掛ける1.53ということですが、これについては、ここに以前の資料からコピーしたやつをつけたんですけど、4ページですね。26—4/6 ページに書いてあるように、これは先ほど4月3日の整備局の資料にも載ってたかと思うんですけど、大戸川ダムによって本川で約20cm水位が下がるということなので、それがかなり広い範囲にわたって水位を下けているわけですから決して限定的ではないと。

それから、その2つ目のポツですが、戦後最大洪水、これは整備計画で目標としているところなんですけれども、これについては「淀川本川、宇治川の両方において計画高水位より低い水位になっている」ということで添付図2、ですから26—5/6 ページであります、ここに書いてあるような図のようになっているということでありまして、したがって、この基本方針並びに整備計画の対象とする洪水に対しては十分に治水ダムとしての効果を発揮するというふうに考えておりますので「限定的」という言葉はおかしいと思っております。

それで、私、2月11日はちょっと出張で休んだものですから十分議論させていただけなかったんですけれども、前回も必ずしも十分議論させていただけなかった、同じ26番の資料に書い

ておりますが、宮本委員長のご見解につきまして反論といえますか、書いておきました。33 洪水のうち2洪水だけですとおっしゃるわけですが、それはやっぱり意味がないと思うわけですね。計画論上、危険な考え方であると。まあ、ここにも書いてありますように、例えば地震防災対策を考えるといったときに、33 棟あったと。うち2棟は耐震基準を満たしてないとした場合に、やっぱりその2棟に対しても耐震基準を満たすような対策を打つはずじゃないですか。これは同じことなんです。ですから、計画論、設計論としてはやっぱりやるべきなんです、それを満たすように。ですから、ここにも書いてありますように、その「33 分の2にすぎない」というのはまずおかしいと。

【宮本委員長：第76回委員会第二部 P22】

その 33 分の2というのが、たかだか 33 分の2じゃないですかと。なおかつ、それがオーバーするのが 10 数 cm じゃないですかと。ここは、私はぜひ、皆さん方河川工学者なんですから、純粋に河川工学者として安全の議論をしてほしいんですよ。それは確かに 17cm 下げた方がいいですよ。確かに 33 全部クリアの方がいいですよ。しかし、それが本当にこの大戸川ダムがどうしても要するという理由になるんですかと。

【宮本委員長：第76回委員会第二部 P25】

そしたら聞きますけれども、計画規模で大戸川ダムができたときにハイウォーターから 2cm 下がるんですよ。計画規模から 2cm です。そうすると、大戸川ダムがあったときに今のハイウォーターをまた超える可能性がありますね、ちょっと雨が降れば。それは決して 5割増しだとか 2割増しじゃなしに、まあそれは計算してくれてないからわからないんですけども、2cm です。ですから恐らく数%雨が降れば超えるんですよ。だから、私は 5割増しだとか 2割増しの議論をして「だから限定的だ」と言っているんじゃないし、大戸川ダムはハイウォーターの上を超えたやつを下げる効果が非常に幅的に小さいから、そうすると洪水規模として大戸川ダムが効く幅というのは非常にピンポイントで限定的だということを行っているわけです。

【宮本委員長:第76回委員会第二部 P26】

要するに計画規模でさえも効果が発揮できるのは限られていて、なおかつそれよりも少し大きな雨が降ったら効果はなくなるんだから、だから限定的じゃないですかと言っているわけです。

【竹門委員:第76回委員会第二部 P28】

少なくとも、その 17cm の話だけで大戸川ダムを否定する根拠にはならないと思います。というのは、結局 17cm でも下げればそれなりの効果があるという点は理屈として覆せません。つまり、限定的かもしれないけれども、効果があるという主張は覆せないわけでありまして、それ以外の方法でもそれは実現できるんじゃないかというところに実はこの文章の主眼があるわけですね。

【寶委員:第77回委員会】

この修正文案では「洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。」と。これはそうだと思いますのでそではないんですけども、ここに観測誤差のことを書いておりますが、1割2割あるとすると、結局 17cm 上がった上に、まだそれに実際に来る洪水は1割2割乗っているということになりますと、その1万 2,000m³/sの1割2割、仮に1割としても 1,200m³/sですから、1,200m³/sということは 17cm の3倍ぐらいになる可能性もあるわけですね。ですから、そういう変動が、50cm ぐらいの変動が出てくるわけですね。ですから、やっぱりハイウオーターレベルより下に極力下げておくというのは大変大事なことだということでありまして、その辺はご理解いただいたんだろうと思っております。ですから、この書き方で「ああ、そうか。水位の変動幅ぐらいの範囲か」ということですが、それにまだ観測誤差が乗るんだなということを皆さんに認識していただけるのであればいいと思います。

【寶委員:第77回委員会】

「さらにこの2つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることができない

くなることから、)とここでわざわざ超過洪水を引き合いに出して「限定的」という結びに持っていくというのは、かなりこの文脈は不自然だと思うんですね。ですから、超過洪水についてはやっぱり別途書くということで、ここでわざわざ数%上がるような超過洪水を引き合いに出して書いてくることの意味が何なのかなと。「限定的である。」という言葉に持っていくがための接続というか、ここは無理のある文章の流れになっているんじゃないかなと思います。

【宮本委員長:第77回委員会】

前半の 33 の2というのは洪水のパターンですよ。これは限定的だと言ってますね。それから、その中の2パターンについても、今度は洪水の規模として、その2パターンは、まあ言えば効果があるんだけど、その2パターンでも少しでも規模が大きくなるとハイウォーター以上、超えてしまうから、そういう意味でも今度は限定的だと言っている。2つ言っているわけです。

【寶委員:第77回委員会】

だから、そうすると、前半のほうは数で、数として限定的であると。私は7分の2だと思ってますから、私自身は限定的だと思ってないんですけどね。それから、後半のほうは、その2パターンの時空間パターンを5%増しぐらいにただけでもハイウォーターレベルを超えるということで、そういう限定的というんですかね、何というんですか、ダムができてハイウォーターを抑え込んだところが、ハイウォーターぎりぎりだから、当然5%、6%の多い雨が降ったら、それは超えるのは当然でありますから、その超える分については超過洪水対策でやっただけいいわけですよ。当然その堤防を天端まで完成堤防にすればある程度は耐えられるとは思いますが、だから、そのここでそういう意味で洪水、「限定的」はどっちにもかかっているとおっしゃるんだけど、ここがちょっとよくわからないんですよ。「HWL以下に低下させる洪水は極めて限定的」はおかしくないですかね。

【宮本委員長:第77回委員会】

もっと極端に言いますとね、大戸川ダムがある意味で言うたらごぼっと、例えば計画規模で下

げてくれたら、ハイウォーターよりも例えば1mとか下げてくれたら、少々後、ちょっと大きな雨が降ってもまだハイウォーター以内におさまっているわけですね。そういう意味においては、すごくある意味においてはきく幅が広いとなるんですけれども、ここでやられているのはハイウォーターから2cm なんですよ、その大戸川ダムを下げるのは。ということは、2cm ということとは、それこそ計画規模と言うたって、寶さんがご専門のように、きちっと何 mm というのが、そのやっぱり幅もあるわけですね。そうすると、たかだか2cm を今度は超えるというのは、割と起こりやすいわけですよ。そんな大した超過洪水の議論じゃないわけですよ。そういう意味からすると限定的であるということ使っているわけです。

【河田委員：第77回委員会】

限定的であるということは僕も認めるんです。これはこの前も僕が言うたとおりですね。ですけれども、限定的であっても基準を超えるということに対して効果があるんだから、それは残せと。ですから、僕はここの意見に安全基準を満たさなければいけないという形で書いてほしいと。限定的であることは認めているですよ、33 の2パターンだって。だけど、そういうものでも、さっき委員長がおっしゃったように、このダムをめちゃくちゃ大きくすれば当然効果があるわけで、それを環境とかいろんなことに配慮して、もちろん工費もそうですけれども、できるだけそのインパクトを小さくしようと。そうすると、当然影響だって小さくなってきますよね、効果だって。ですから、そのぎりぎりのところで評価しているわけですね。ですからこれは限定的なんですよ。限定的であるということはわかるけれども、それはやっぱり苦肉の策じゃないですか。そういうプロセスを経て持ってきているから、その2ケースだけでも効果的であるというのであれば、それはやっぱりきちっとそれを評価してやらなきゃいけないと、こういう趣旨だと思う。

・ ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分で

【宮本委員長：第75回委員会 P48】

ダムはあれだけのボリュームをためるんですから下流に対して水位低下するというのはもう当たり前のことなんですよ。こんなこと当然のことなんです。(中略)私は何も堤防補強だけやるとは一言も言っていないですよ、今までの委員会においても。堤防補強を少なくともまず堤防天端ま

ある。

でやるのが必要ではないですかと。越水対策も要りますよねと。しかし、一番初めに言いましたけれども、流域貯留、その中にはダムも当然あるわけですよ。水をためるという意味においてはね。そういうことを考えるのは当然だけれども、その前にまずこういうことを考えないとダムの効果もわからなくなってくるということを言っているんです。

【宮本委員長：第75回委員会 P64】

これがまず要るでしょうと。そして、それが今までできてないんだから、ある程度優先的にやる必要があるではないですかと。ところが、ただそれだけではだめだから、例えば、何か流下能力をふやすということもあるでしょうし、流域対策ということもあるでしょう。流域貯留。これをみんなあわせわざでやりましょうと。それが今までずっと流域委員会で言ってきたことなんですよ。ですから、何も越水対策だけしたら、それでやめましょうなんていうことを一言も言ってません。

【河田委員：第77回委員会】

私はここで文章を、桂川の大下津のところを河道掘削するという提案になっているから、当然下流側の流量増加というのは出てくるわけです。ですから、この流量の増加を阻止するためには、ダムによる流量削減は必須になっていると。それだけじゃなくて、「これを補完する堤防強化や耐策越水性の向上を目指した事業を実施する必要がある。」と、こういうふうに書かせていただいた。それで、前回も申し上げましたように、河道掘削にしても狭窄部の開削にしても、必ず流量増加というのが出てくるので、どこかでその流量増加を担保しなきゃいけないと、これはもう間違いということ。ですから、その一番効果がはつきりするのがダムだということ。こういうふうな文章にしてくれという修正文を出したわけです。

【宮本委員長：第77回委員会】

この前の議論は、その大戸川ダムが要るとか要らないとかを我々は今ここで書くんじゃないし、堤防強化を含めて、なおかつ今河田さんがおっしゃったように、例えば流域対応の話もあるでしょう、ダムの話もあるでしょう。そういったマルチのメニューを総合的に事業費も含めて議論

	<p>がまだされてないと。だから、今この時点で我々がダムについて整備計画に載せるということをごサインは出せませんねと言ったわけですね。だから、そこまでなんですよ。それで、今おっしゃったみたいに、その議論の結果として、例えば大戸川ダムがやっぱりどうしても必須だということになるかもしれません。ですけど、今の時点ではそこまで行ってないものですから、こういう表現にしているということです。</p> <p>【水山委員:第77回委員会】</p> <p>私の言っているところとはちょっと違うんですが、先にこの案が出たときに、新聞に、効果、どういう表現だったか忘れましたが、極めて限定的というのがもう見出しから出ましたよね。あしたの朝の新聞の見出しはどうなるのかなと考えると、ここの部分を使ってダム建設実施は不適切みたいなのがぽんと出てくるんじゃないかという気がしてですね、もうちょっと何か工夫をしていただかないと、世論誘導になるんじゃないかと思うんですけど。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。 ・ なお、天ヶ瀬ダム再開発については、琵琶湖後期放流量を増大させるという目的があるが、このことについては、宇治川の流下能力を1500m³/sにすることに伴う環境や景観に及ぼす影響等を含めて、今後審議する。 	<p>【河田委員:第77回委員会】</p> <p>要するに、ダムは貯留効果があるから、これははっきりしていると。ですから、これをつくって治水効果を上げるということは期待できるわけで、その効果が小さいか大きいかという議論とか、そのダムをつくるに当たってのいろんなことがまだ不十分だという評価はね、僕は認める。だけど、ダムの持っている機能は、それは認めることはできると、そういうことなんです。</p> <p>【宮本委員長:第77回委員会】</p> <p>それで、今おっしゃったように、この趣旨はダムが要らないとか言っているわけじゃないんですよ、これは。今の時点で位置づけることは適切じゃないということを行っているわけですから。ですから、そのことをこの場で、このオープンでやっているわけですね。なおかつきょうはマスコミの方もおられるわけですよ、聞いてはるわけですよ。こういう議論の上での表現ですよということ、ご理解いただけたと思います。</p> <p>【宮本委員長:第77回委員会】</p>

それはですね、ダムは、要するに、例えば大戸川、天ヶ瀬は一体となって下流の洪水を低減すると書いてますよ、それは。ですから、それは私は何もダムが効果がないと言っているわけじゃないしに、当然そういうことはありますよというのを前提として入れてます。その上でどうしてもダムがという話が要るものですから、その議論にはまだ至ってませんよねと、その議論は不十分ですねと。したがって、今ここでゴーサインということで位置づけるということを書くことはできないですねということは、前回確認したわけです。

【宮本委員長：第77回委員会】

ちょっと済みません、申しわけない、寶さんね、その限定的の議論は少なくともほかの委員は限定的だとおっしゃっているんですよ。ですからちょっと待ってください、そこはね。その上で、なおかつ限定的だから今ここでゴーサインを出さないと言っているわけじゃないんですよ。小さいから出さないと言っているわけじゃないんですよ。限定的なんだけれども、これは竹門委員がこの前おっしゃったのは、そういう状況の中で、まだ十分に議論がされてないと、堤防強化だとかほかのメニューの組み合わせが。その中で今ここでは十分な、そこで決定するのは不十分だということを行っているわけです。そこについてはそうなんじゃないんですかね

【宮本委員長：第77回委員会】

今この文章でこういう表現をしています。しかし、これについてダムと天ヶ瀬再開発事業が今の時点で不要だと言っていない。

【宮本委員長：第77回委員会】

これは審議してないことは、そのとおりなんです。これについては、一般傍聴の方々からも常に宇治川の 1,500m³/s、それから景観、環境についてやってないじゃないかと、ずっと言われ続けてます。そういう意味において、我々も、それはまだやってませんということは申し上げてきたところですので。別に、あえてここで、まだ積み残しですから書く必要もないのかもしれませんが、実は大戸と天ヶ瀬という言葉が出てきた中で、天ヶ瀬の後期放流だとか宇治の話というの

	<p>は全く触れてないもんですから、これは前回のときに西野委員からご指摘があって、それでここについては今審議してないから今後しますということをちょっと確認のために書いたということです。</p>
<p>(2)川上ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川上ダムは、木津川下流、淀川に対して流量低減を行うものの、その低減量は、戦後最大洪水に対して、上野地区の河道改修および上野遊水地周囲堤締め切りによる流量増200m³/s(八幡地点でのHWL超過高は16cm)であり、また淀川に対しては、整備局が検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で、川上ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は18cmである。川上ダムがあると水位を20cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができるが、この川上ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。 ・ また計画規模洪水をHWL以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、川上ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で2パターンであり、限定的である。さらにこの2つの洪水パターンであっても、計画規模を数パーセント超えるとHWL以下に水位を低下させることはできない。 ・ 上野遊水地の機能をより有効に発揮させるため、越流構造についてさらに検討する必要がある。 ・ ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総 	<p>【宮本委員長：第77回委員会】</p> <p>ここについては淀川に対する効果を言ってますから、大戸・天ヶ瀬の話とストーリーは全部同じですね。したがって、同じ文章にします。</p> <p>それと、もう一つ、33分の2というのも実は同じなので、さっきも言いましたように33分の2について限定的であると。ここについては、計画規模を越えたらどうだ、こうだという表現をしませんので、先ほどの綾さんのご提案された表現で、ここについては同じように文章表現をしたいというふうに思います。</p>

合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。

- 三重県伊賀水道事業の新規水需要について、利水者と調整する余地があると考えられるので、「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。

【寶委員：第76回委員会第二部 P45】

先ほどから何回も、継続的に水を供給できる事業として川上ダムというのはあって、その否定的な意味で書き込むというようなお話だったと思いますけど、私の場合は積極的な意味で例として書き込んだらいいんじゃないかというつもりでおりましたので、その意思表示は今しておきたいと思います。それで、ストーリーとして一貫性がないということであれば、この利水施設としてのダムについて支持する声もあるというところをどこかに書いておいていただくなり、あるいは私のこの文言を全部載せてもらうなり、何かしていただきたいと思っておりますけど。

【岡田委員：第77回委員会】

以下のようにというような含みを持つということで解釈するならば、私はこれでいいと思うということをおし上げますが。今の池野委員がおっしゃったことにもちょっと関係するし、寶委員が書いておられることにも少し関係するのですが。まず1つは、調整する余地があるというのは、時間的なことも含めて、今後いろんな判断があり得るわけですけども、とりあえずそのことは横に置いて、河川管理者に積極的なリーダーシップをとってほしいという意味だという理解をしているということです。

ただ、私は現実的に考えると、これは当事者がいろいろいるわけですし、ある部分はかなり政治的な判断とか政治的な意思決定のもとに展開される場所もあって、逆に言うと整備局の権限が及ばないところもあるはずですし。しかし、また一方で、ある程度積極的なリーダーシップをとらないとリアクションが出てこないというのも全くそのとおりで、そういう意味での積極性というのが必ずしも非常に明確な形で我々のところにメッセージが届いてないという意味合いであればこれでいいんじゃないかなと。そういう意味でのリーダーシップをもっとしてほしいと。ただし、もちろんそれには限界があるけど、リーダーシップをとってほしいという意味合いで私は理解したということです。

【山下委員:第77回委員会】

これは次の段落もそうだと思うんですが、前回のときに3ページの「4. 水需要管理」のところで議論に出てきた話ですが、要するに「『常設の利水者会議』を早急に立ち上げ」てほしい。そこで整備局が積極性を持って調整を試みてほしいという「求める」は、さっきの「求める」ですから。その際に、こういう余地、可能性があるんだからということをやっと前に触れているということですので、確かに固有名詞が云々というご指摘がありました。それを言うならば「大阪市からの水融通(青蓮寺ダムからの導水)について」というところを全部取らないといけないということになってしまいますから、それではちょっと我々として議論してきたこと、伝えたいことがうまく乗っからないと思うので、できれば原案そのままのほうがよろしいのではないかと思います。

【竹門委員:第77回委員会】

実は、前回審議不十分の項目として、既存の水源についての検討もするべきであるという意見を申し上げましたけれども、その可能性まで含めて考えれば、大阪市との水融通だけに限定してしまうというのは、ちょっと幅が狭いかなという気もいたします。その意味では、利水者会議の検討課題として、もう少し広い幅を持たせて議論をしていただくというのも一つのやり方かなと思いますので、ここは2つ目の点の部分を省いてもいいんじゃないかなと思います。つまり、「大阪市から」という部分を省くと。それで文章の意味が通じれば、それもありかなと思います。

【宮本委員長:第77回委員会】

実際には具体的に大阪市が課題に上がったことは事実ですので、これについては、そういう具体的な課題があったということは議事録で確認されますので、そういう意味においては「大阪市からの水融通について」というところは消すということでもよろしいですか。

- ・ ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があると考えられるので、「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。
- ・ 水質等の環境影響予測や希少種の保護対策等について、整備局は専門家機関を設置して検討し、致命的な環境悪化にはならないとしているが、水質等の環境影響予測は未だ満足なレベルに達しておらず、また希少種の保護対策も効果が保証されているわけではなく、さらなる継続的な調査・検討が必要である。
- ・ 以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。

【岡田委員：第76回委員会第二部】

ですから、そういう意味合いで私はこの水融通の話についてもそうですし、ダムの長寿化対策についても、もしそれが本当に緊急性があり必要性があるのであれば、そのあたりについての順応的なプロセスというものに関してどういう試行モデルを用いるのかとか、どういう基準をやるのか、あるいはどういう評価というか事業評価をするのかということについてどこかで言及が欲しいということです。ちょっと話が長くなって恐縮ですが、ただ、頭のどこかでその点についてざくっと押さえていただければ逆に個々についてそれを一々言う必要はないと思います。

【村上委員：第77回委員会】

私は修正意見の中でも、水山委員の満足なレベルは個人によって異なるという意見には賛成できません。やはり水質予測モデルなんかを見ますと、その予測値と実測値、これは大幅に離れていて、これは現状ではとても認めるわけにはいかない。それもまた致命的な環境悪化にはならないという結論があるにもかかわらず、そういったデータが出てきている。それが非常に私は問題だと思って、こういう意見をつけ加えたわけです。

何度も私はこれを言っているんですけど、満足なレベルでないから、さらにレベルアップをしろというだけではなくて、やはり現在満足なレベルではないからこういった結論的なことを言うなということを行っているわけです。

それから、「継続的な調査」ということについてつけ加えられておりますけれども、これは私は賛成いたします。やはり、今までの既存の調査委員会では限定された情報でもって、それなりの精いっぱい努力を払っていることは評価しますので、やはり現在の調査委員会の努力に対する礼儀として「継続的な」ということを入れることは必要じゃないかということは考えます。

(3) 丹生ダム

- ・ 姉川・高時川の洪水対策は緊急性があるが、ダム規模や運用方法が明らかになっておらず、速やかにダムの必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行う必要がある。
- ・ 原案では、異常渇水対策容量を丹生ダムあるいは琵琶湖に確保しようとしているが、異常渇水対策容量の確保については、整備局の説明では琵琶湖の水位を「マイナス 1.5m 以下には水位低下をさせない」としているが、琵琶湖総合開発事業における関係者の申し合わせでは、異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス 1.5m から補償対象水位マイナス 2.0m までの取り扱いについては、関係府県知事の意見を徴し、建設大臣がこれを決定することとなっており、整備局の説明と申し合わせの整合性が不明確である。
また、仮に「マイナス 1.5m 以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、水需要抑制、取水制限と維持流量の削減による対応の可能性はある。
さらに、異常渇水対策の対象規模をどのように設定するのが適切かについても検討する必要がある。
- ・ 以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではなく、できるだけ早期に具体的な計画案を提示することを求める。

【寶委員：第77回委員会】

今までの議論で、適切でないという意味が議事録で確認されているということですので、仕方がないと言うとあれですけど、まあこれでいくのかなと思いますが。ほかのダムもそうですけれども、前向きに考えるべきであるというのが私の立場でありますので、コメントをしておきたいと思います。

(4)ダム全般について

- ・ 河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということをこれまで整備局と委員会は共有してきた。また、個々のダム計画にはそれぞれの経緯があり、長年にわたって犠牲を強いられてきた水没地域をはじめ地元の住民の想いを厳粛に受け止めなければならないことは言うまでもない。
- ・ しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局のこれまでの説明は、ダムがどうしても必要であることについて十分説得的な内容になっておらず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であり、不十分である。